

NEWS

保険料の納め方を確認しましょう

保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収があります。ご自分の納付方法は、保険料額決定通知書（納入通知書）の3ページをご覧ください。

特別徴収

年 金

から支払われます。

手続きは不要です

年金からの支払いが始まる時期は、医療保険制度に加入した時期によって異なります。
年金からの支払いが始まるまでは、納付書や口座振替で納めてください。

普通徴収

納付書・口座振替

による金融機関での納付です。

口座振替に切り替わるには、申し込んでから時間がかかります。

口座振替が始まるまでは、納付書で納めてください。

口座振替は、町が指定する金融機関で行えます。

保険料の納め方を口座振替に変更できます

納付書で納めている方や年金から支払っている方は、口座振替に変更することができます。口座振替を希望する方は、住民課町税グループへお越しください。

手続きに必要なもの

保険証

預金通帳

通帳の届け印

NEWS

臓器提供の意思表示ができます

臓器移植法の改正により、保険証に臓器提供意思表示シールを貼り付け、臓器を提供するかしないかの意思表示ができるようになりました。

臓器提供意思表示シールは、9月下旬から住民課窓口で配布します。



お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階

電話 011・290・5601

住民課生活安全グループ

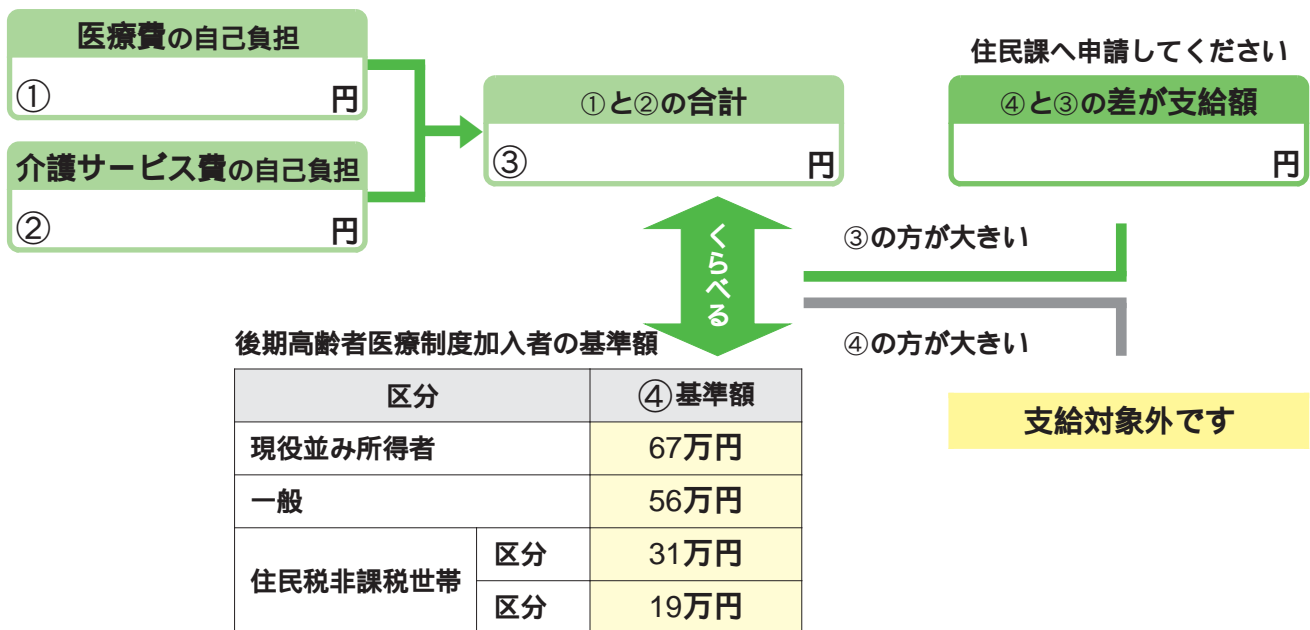
住民課町税グループ

電話 76・2130

医療費と介護サービス費の負担を軽減する制度があります

同じ世帯の加入者が、病院にかかったときと介護サービスを利用したときの1年分の自己負担額の合計が、表の基準額を超えた場合は、超えた分が支給されます。

自分で計算してみよう！ 自己負担額の計算期間：8月1日～7月31日



申請手続き

平成21年度分の支給対象者には、12月以降に申請方法をご案内します。

注意事項

後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象外です。

支給額が500円未満の場合は支給されません。

平成21年8月～平成22年7月に転入した方、転出した方または、他の医療保険から後期高齢者医療制度に移った方は、申請の対象となることをお知らせできない場合があります。これらに該当する方は、住民課にお問い合わせください。

ワンポイント

国民健康保険にも同様の負担軽減制度があります

上の表を、右の表に置き換えて計算してみましょう。

70歳以上の方の基準額は、後期高齢者医療制度加入者と同じです。

国民健康保険加入者の基準額

| 区分 | ④ 基準額 |
|----------|-------|
| 上位所得者 | 126万円 |
| 一般 | 67万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 |